

平成19年所沢市議会第3回定例会

予算の補正や条例の一 般会計を可決しました

保険料の徴収方法	原則として特別
保険料	被保険者個人単位で算定・賦課
徴収	月下旬までに郵送
保険料の負担	医療機関にかかると

児童館生活クラブ、児童（学童）クラブ 入会児童を募集します

児童館生活クラブおよび児童（学童）クラブは、保護者が仕事などで宿間家にいない児童（小学生）が、放課後、安心して過ごすことができる場所です。

次のとおり、児童館生活クラブおよび児童（学童）クラブの入会児童の募集を行います。

対象児童 小学1～6年生

申込書配布 12月3日㈪から配布（日曜日・祝休日を除く）



介護保険サービス利用料の助成のお知らせ

市では、所得の低い方などが、介護のサービスを利用しやすいように、利用した介護サービスの利用料（自己負担額）に対して、下表のとおり助成を行っています。

■助成の対象者と助成額の割合

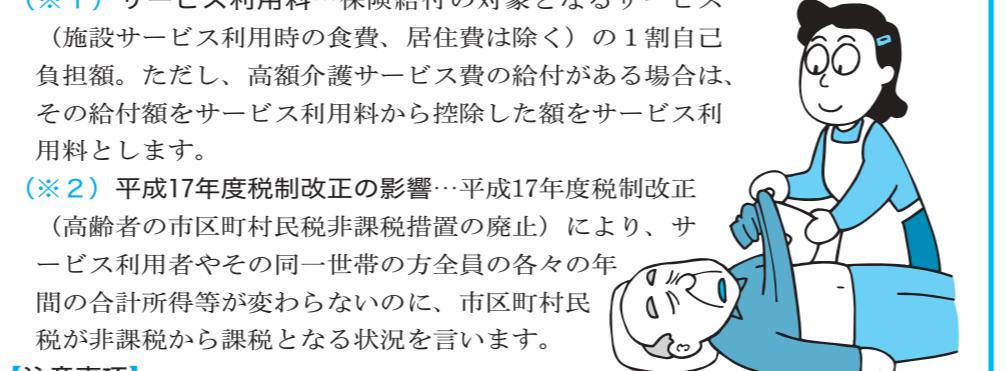
対象者	助成割合
①世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、老齢福祉年金受給者の方	サービス利用料(※1)の1/2
②世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、サービス利用者の課税年金収入額と合計所得金額の年間合計額が80万円以下の方	サービス利用料の1/2
③世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、サービス利用者の課税年金収入額と合計所得金額の年間合計額が80万円を超える方	サービス利用料の1/3
④平成17年度税制改正の影響(※2)で、市区町村民税が課税となる世帯に属する方	サービス利用料の1/4

(※1) サービス利用料…保険給付の対象となるサービス（施設サービス利用時の食費、居住費は除く）の1割自己負担額。ただし、高額介護サービス費の給付がある場合は、その給付額をサービス利用料から控除した額をサービス利用料とします。

(※2) 平成17年度税制改正の影響…平成17年度税制改正（高齢者の市区町村民税非課税措置の廃止）により、サービス利用者やその同一世帯の方全員の各々の年間の合計所得等が変わらないのに、市区町村民税が非課税から課税となる状況を言います。

【注意事項】

- 上記の表の内容が適用されるのは、平成18年4月のサービス利用分からです。
- 上記の表の④は、平成18年度および19年度の2年間のみの経過措置です。
- 平成18年3月のサービス利用分までは、上記の表の対象者に加えて、身体障害者手帳の1級から3級、および育療手帳の最重度・重度の方も、利用しているサービスの種類によって対象となる場合があります。
- 申請できるのは、サービスの利用料を支払った領収日から2年以内です。
- 申請に必要なもの：給付金の振込先がわかるもの（初回のみ）、介護保険サービス利用料の領取書、印鑑
- 振込先に郵便局は指定できません。詳細はお問い合わせください。
- 申請先・問い合わせ 市役所1階・介護保険課（☎2998-9420・FAX2998-9410）へ直接



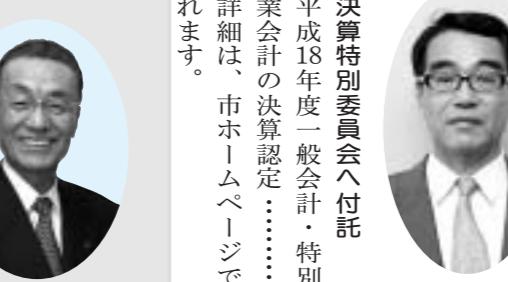
一般会計	歳入歳出にそれぞれ6億3,300万円を追加し、予算総額は820億991万3千円になりました。
特別会計	下水道特別会計：73億5,965万3千円
国民健康保険特別会計	310億8,437万円
老人保健特別会計	183億9,688万9千円
介護保険特別会計	129億8,622万5千円
事業会計	病院事業会計：収益的収入／904万円、収益的支出／17億411万9千円

●予算関係
平成19年度一般会計予算・特別会計予算・事業会計予算の補正を行いました。
審議の結果、提出した議案はすべて原案どおり可決されました。可決された議案の主な内容を報告します。

平成19年所沢市議会第3回定例会が9月3日から19日まで17日間の会期で開かれ、市長提出議案として20議案を提出しました。

- 訴え提起 討議委員の任命
議会の同意を得て、次の方を教育委員会委員に任命しました。
富田常世 氏

●決算特別委員会へ付託
平成18年度一般会計・特別会計事業会計の決算認定……12件
○詳細は、市ホームページでご覧になれます。



退任のごあいさつ

戦傷病者等および戦没者等の妻の方に特別給付金を支給します

【平成18年度に国債の最終償還を迎えた方】

■戦傷病者妻特別給付金の継続支給

戦傷病者である夫が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金を受けている場合に、その妻に支給されます。

■戦傷病者妻特別給付金の特例給付

戦傷病者である夫が、平成15年3月31までに、一般的のが病気で亡くなった場合、その妻に支給されます。

■戦没者妻特別給付金の継続支給

これまでに、第17回は号▶第10回を号▶第4回つ号の国債をお持ちの方が対象となります。

戦没者等の妻が、平成18年10月1において、公務扶助料、遺族年金等を受けている場合に支給されます。

■戦没者妻特別給付金への移行支給

戦傷病者である夫が、平成15年3月31までに、公務傷病や勤務関連傷病で亡くなられた場合、その妻に支給されます。

心がけよう！防犯対策

■所沢市で一番多い犯罪…“自転車盗”

あなたは自転車にいつも鍵をかけしていますか？本年1～8月の期間に、市内で948件もの自転車盗難被害届が出ています。自転車を止めると、決められた場所や管理の行き届いた自転車駐車場を利用し、必ず鍵をかけましょう。また、備え付けの鍵のほかにワイヤー錠等の補助錠を使い、二重に鍵をかけることも盗難防止に効果的です。

■「すぐに振り込んで！」は要注意！

家族や警察などに成り済まし、さまざまな理由を付けてお金の振り込みを要求する「振り込め詐欺」が多発しています。また、最近は市役所や社会保険庁の職員を装い、給付手続きや医療費の還付があるなどを言いつて個人情報を聞き出したり、ATM（現金自動預け払い機）を操作させて現金をだまし取る事件も発生しています。自分は大丈夫と思わず、あやしい電話がかかってきたら次のように対処しましょう。

▶まず、落ち着きましょう。
▶電話を切った後、本人や担当職員等に事実を確認しましょう。

▶振り込む前に知人や警察に相談しましょう。
▶家族の間で「合言葉」などを決めておくことも効果的です。

問い合わせ 防犯対策室（☎2998-9090・FAX2996-0015）、所沢警察署生活安全課（☎2996-0110）



【平成13年4月2日～15年4月1日に新たに戦傷病者の妻になった方】

■戦傷病者妻特別給付金の新規支給

平成13年4月2日から15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として次の年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給されます。

▶増加恩給 ▶傷病年金 ▶特例傷病恩給 ▶障害年金

申請の受付期間 平成21年9月30日まで

問い合わせ 福祉総務課（☎2998-9113・FAX2998-1147）



所沢市立新所沢保育園の竣工式で太鼓を披露する園児たち	新所沢保育園とつぼみ保育園を統合した新しい園舎が、緑町3丁目に完成し、10月1日から保育を始めました。
所沢市立新所沢保育園へ ●鈴木昭夫様（1かご）	愛の福基基金（0.0万円）●西山時子様（5万円）●ボランティアグループ（2万円）●やすらぎネット埼玉県西部支部（5万円）●上安松（1かご）●ボランティア様（5万円）●フラワーネット埼玉県西部支部様（盛り花）

皆さんへの善意